

手数料の現状【①証明発行手数料】

(1) 主な証明発行件数等(令和元年度)

(単位:円)

手数料	交付場所	件数	単価	金額
住民票関係	窓口	103,408	250	25,852,000
	コンビニ	1,283		320,750
印鑑証明	窓口	62,688	250	15,672,000
	コンビニ	738		184,500
所得・課税証明	窓口	20,850	250	5,212,500
	コンビニ	151		37,750
戸籍謄本抄本 (除籍は除く)	窓口	38,900	450 (※)	17,505,000
	コンビニ	374		168,300
合計	窓口	225,846		64,241,500
	コンビニ	2,546		711,300

・「コンビニ」…マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで証明を交付
 ※戸籍事務については、国の委託事務で国が手数料の基準を定めているため、県内全市町村が同額である。

(2) 県内20市の証明発行手数料(窓口交付)

単価	自治体数	備考
250円	1市	長岡市
300円	16市	
350円	3市	

(3) 県内20市の証明発行手数料(コンビニ交付)

単価	自治体数	備考
150円	1市	
200円	1市	
250円	3市	長岡市
300円	7市	
350円	1市	
(未実施)	(7市)	

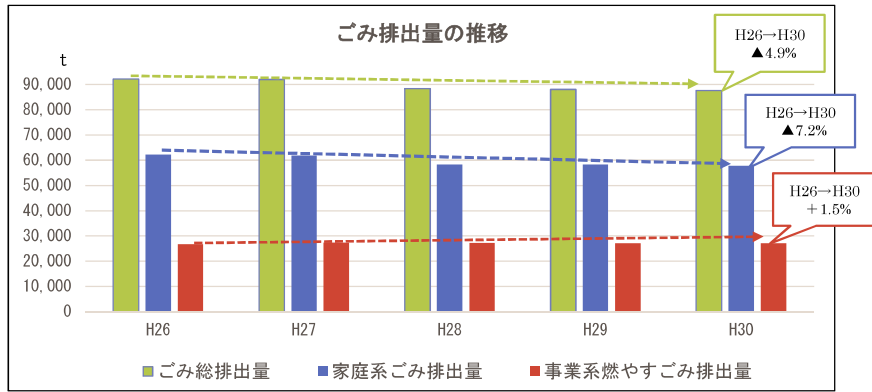
(参考)

コンビニ交付導入市(13市)のうち7市は、コンビニ交付の単価を安く設定している。
 (例:300円→200円)

手数料の現状 【②事業系ごみ手数料】

(1) 本市のごみ排出量の推移

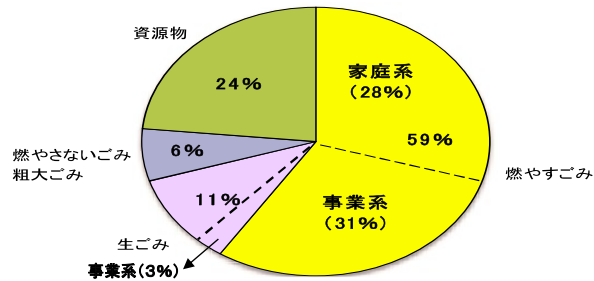
・総排出量は年々減少。家庭系ごみの減少が寄与しているが、事業系燃やすごみは横ばい傾向



(2) 本市のごみ総排出量の割合

- ・事業系ごみは全体の34%を占め、その殆どは燃やすごみ
- ・燃やすごみは排出量全体の約6割で、その半分以上が事業系ごみ

平成30年度 ごみの総排出量割合

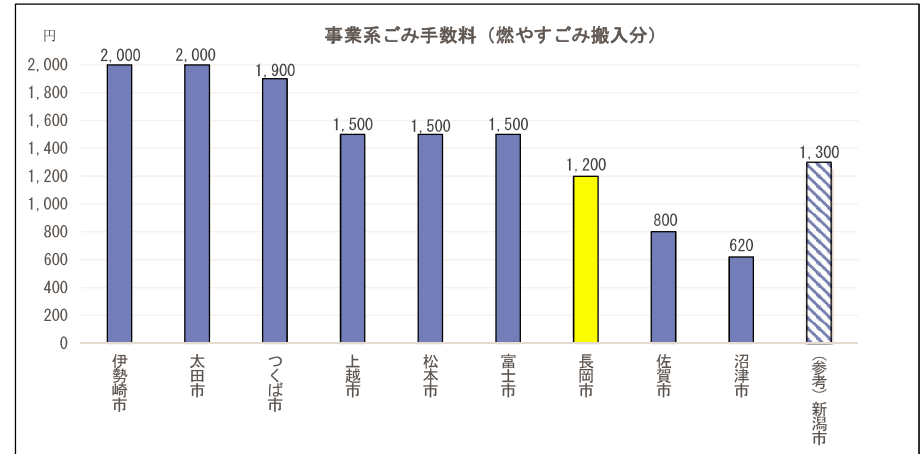


(3) 本市の事業系燃やすごみの処理原価

・過去5年間の平均額は1,650円/100kg。手数料収入のほか、約3割を公費で負担

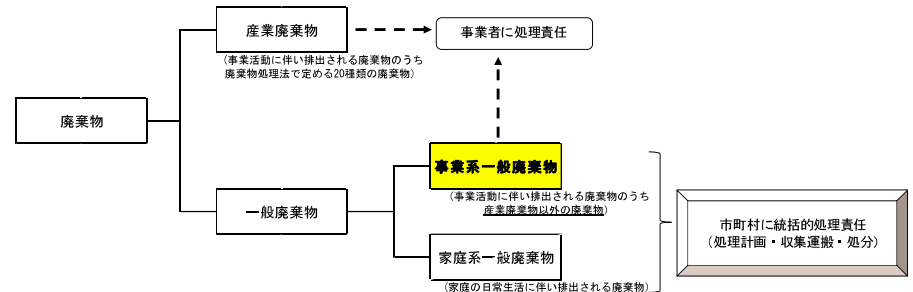
年度	H26	H27	H28	H29	H30
排出量(t)	26,776	27,341	27,236	27,125	27,169
処理経費(千円)〔焼却+埋立〕	435,792	425,135	445,887	460,091	458,457
100kgあたり処理経費(円) 〔10円未満切り上げ〕	1,630	1,560	1,640	1,700	1,690
100kgあたり処理手数料(円)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
手数料の経費負担割合(%)	73.6	76.9	73.2	70.6	71.0

(4) 類似都市(三大都市圏以外の施行時特例市)との比較



(参考) 廃棄物処理法における廃棄物の種類と処理体系

- ・事業系ごみは産業廃棄物と一般廃棄物。事業者は自らの責任において処理する必要があり、そのため費用負担を行う。一般廃棄物全体としては市町村が統括的な処理責任を有する。



(参考) 関連法条文・国通知等

- 廃棄物処理法第3条
事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 一般廃棄物処理有料化の手引き(平成25年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)
(抜粋)・・・廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めたすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る処理原価相当の料金を徴収することが望ましい。